平成２６年（フ）第３２３号
横浜市鶴見区駒岡５丁目17番３―205号
破産者　河野　　博
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
富山県高岡市角511番地６、開始決定時の住所富山県高岡市荻布233番地９
破産者　河島　道司
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１４６号
富山県高岡市下麻生伸町859番地270
破産者　石田　　昇
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１５１号
富山県高岡市上渡170番地　立野市営住宅Ａ棟103号
破産者　竹内みな子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１８１号
富山県高岡市江尻373番地２
破産者　川島　勇人
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７３１号
愛知県瀬戸市水無瀬町45番地の４、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1020番地　プレストンズ101号
破産者　ゲームランドリプレイこと　徳武　勝也
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８５号
愛知県知多市原２丁目10番地の14　セジュール原102号室浜崎賀斗宅、住民票上の住所愛知県東海市加木屋町陀々法師11番地の14
破産者　比佐娯こと　山本　浩行
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５２号
名古屋市中川区広田町２丁目42番地１　ひろたの杜Ｂ棟、住民票上の住所名古屋市港区新茶屋２丁目1006番地
破産者　服部　正行
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１１０号
名古屋市中区大須２丁目16番12号　平凡荘３階
破産者　村瀬　光弘
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４０５号
名古屋市名東区照が丘36番地　ユウワビル203号
破産者　西本　　忍
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７８８号
大阪府八尾市楠根町４丁目14番地の１　岩崎ハイツ504号
破産者　西内　正二
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１１号
大阪市平野区長吉長原東３―11―503、住民票上の住所大阪市平野区喜連１丁目４番36号
破産者　横田　俊郎
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９５９号
大阪市淀川区東三国４丁目14番28―702号
破産者　伊藤　誠志
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６０号
大阪市淀川区東三国４丁目14番28―702号
破産者　ＩＴＯ　ＭＡＲＩＥ　ＧＲＡＣＥ　ＡＮＴＯＬＩＮ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２８号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場１丁目８番12号ピースＫＴ203、開始決定時大阪府豊中市熊野町４丁目12番23―302号
破産者　街　　智和
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７９１号
和歌山県橋本市御幸辻字田中垣内445番地の２　柿の木坂マンション102号室、住民票上の住所大阪市西区新町２丁目16番22号
破産者　安東　　徹
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３３号
大阪市淀川区野中北１丁目２番37号　アメニティ新大阪３番館３―Ｄ号
破産者　中嶋こと　中島　恵介
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１２号
大阪府枚方市須山町54番13号
破産者　武井五十男
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部